

# 板倉町住宅取得支援事業 補助金申請受付中

板倉町に移り住むため、新築住宅を建築・購入されたかた、  
又は中古住宅を購入されたかたへ、その費用の一部を補助します。

最大 **30** 万円を補助  
住宅取得価格の3%



申請期限：令和7年3月14日まで

## 補助対象者（次のいずれにも該当するかた）

- 板倉町に転入、又はこれから転入し、住宅を建築又は購入したかた。  
（申請できる期間は、転入日から1年以内です。）
- 転入日から前2年間は板倉町に住んでいないかた。
- 取得した住宅に、令和7年3月31日までに住民票を異動するかた。
- 取得した住宅の所有者で、5年以上継続して住むかた。
- 取得した住宅に住む全員が、町税等に未納のないかた。
- この補助金を初めて受けるかた。

## 補助対象住宅（次のいずれにも該当する住宅）

- 新築住宅（注文・建売）又は中古住宅。
- 玄関、台所、トイレ及び浴室を備えた住宅。
- 現行の耐震基準に適合していることを証明できる住宅。
- 建築基準法及び関連法令に適合している住宅。

## さらに！板倉ニュータウン への移住支援

### 板倉ニュータウン移住支援金

支援金額 **70** 万円

※板倉町住宅取得支援事業の補助金額の確定を受けている、申請者又は配偶者の年齢が50歳未満などの要件があります。

※申請期限：令和7年3月14日

## 分譲地の購入希望者をご紹介いただいたかたへ謝礼金

### 板倉ニュータウン宅地分譲に関わる 個人紹介制度

町内居住のかたは **10** 万円

町外居住のかたは **5** 万円

※群馬県企業局が直接販売している分譲地の購入希望者をご紹介いただき、1年以内に購入した場合に謝礼金を交付します。

## 【お問い合わせ先・申請先】

その他、必要事項がありますので、申請前に必ずお問い合わせください。

- 板倉町住宅取得支援事業に関すること  
板倉町役場 都市建設課 計画管理係  
住所：板倉町大字板倉2682番地1  
電話：0276-82-6151

- 板倉ニュータウン移住支援金等に関すること  
板倉町役場 産業振興課 誘致推進係  
住所：板倉町朝日野3丁目9番地  
電話：0276-70-4040

# 板倉町の充実した移住・子育て支援

町外から移住されるかたや子育て世代に  
手厚い支援があります！

板倉町に移住するかたへ

## 住宅取得 支援事業

板倉町内に住宅を購入し  
移住されたかたに

住宅取得価格の3%

最大 **30万円**



## 板倉ニュータウン 移住支援金

板倉ニュータウン内に  
土地を購入し移住されたかたに

**70万円**



## 板倉町移住支援金

東京23区内から移住されたかた  
又は

東京23区内にお勤めで東京圏から移住されたかたに

単身世帯 **60万円**

二人以上の世帯 **100万円**

18歳未満の子ども一人につき+**30万円**



※支援金等の支給にはそれぞれに要件があります。

板倉町の充実した子育て支援

## ◇不妊・不育症治療費助成◇

対象治療法の治療経費の一部を助成します。

## ◇出産応援給付金◇

妊娠届を出されたかたに **50,000円**

## ◇子育て応援給付金◇

子ども1人につき **50,000円**



## ◇紙おむつ券給付◇

0歳児1人につき 最大 **24,000円分**



## ◇子育て支援金◇

第1子 **60,000円** 第2子 **80,000円** 第3子以降 **120,000円**

※出生時と小学校入学時に分けて交付します。



## ◇チャイルドシート購入費補助◇

0歳児1人につき1台  
購入価格の1/2 上限 **10,000円**



## ◇学校給食費無料◇

町立小中学校（自校式完全給食）

給食費 **全額無料**



## ◇子どもの医療費無料◇

## ◇高校生相当世代の医療費無料◇

出生から  
18歳になった日以後の最初の3月31日まで

通院および入院  
医療費・食事代 **無料**



支給対象

- 通院医療費（保険診療分）の自己負担分
- 入院医療費（保険診療分）の自己負担分と食事療養標準負担額

## ◇英語検定料半額助成◇

町内在住の高校生以下の児童・生徒で  
英検3級以上を受験されるかたが対象



## ◇奨学資金無利子貸与◇

経済的理由により進学困難なかたに

最大月額 **50,000円** × 正規の修業期間

※資格要件・審査があります。



## ◇奨学金返還支援◇

町内在住で奨学金を返還しているかたに  
前年度に返還した奨学金の1/2

上限 **150,000円** × 5年間

